

実家が空き家にな
っていませんか?!

空き家の

利活用セミナー と無料相談会

10月20日(土) 10:00~12:00(9:45開場)

入新井集会室 大田区大森北1-10-14-4階
(JR京浜東北線大森駅東口徒歩3分)

講演「空き家利活用のための実際と税金」

講師：行政書士 税理士

予約不要
無料

空き家を持っているが
管理に困っている。

空き家を手放さずに
活用できない?

親が施設入居することになり
実家に誰もいなくなるが
どうしたらよい?

空き家のままでと
税金が高くなる
というのは本当?

相続した空き家の
近隣住民から苦情が来るが
どうしたらよい?



主催:東京都行政書士会
共催:東京都行政書士会大田支部
空家問題サポートセンター
(空家対策特別委員会)

空き家の利活用セミナーと無料相談会に関するお問合せ

東京都行政書士会

☎ 03-3477-2881

9:00~17:00(土・日・祝日除く)

一人暮らしで持ち家を相続する人がいない。どこかに寄付できないか？

遺言書の作成

親の家を相続することになったが、住む予定はない。何か活用できないか？

相続した空き家の利活用

高齢の親が施設入居することになった。空き家になりそうな実家など財産管理はどうしよう？

成年後見制度の活用

空き家を活用して民泊やカフェをしたいが開業の届はどうするの？

各種許認可申請

そうだ、
行政書士に
相談しよう！

空き家をリフォームして賃貸したいけど、費用が高額になりそうだからどうしよう？

補助金等申請

空き家に関するお困りごととはご相談下さい

東京都行政書士会 市民相談センター
空家問題サポートセンター(空家対策特別委員会)

☎ 03-5489-2411

● 電話相談 12:30～16:30(土・日・祝日除く) ●

ホーム
ページ

[http://www.tokyo-gyosei.or.jp/
conference/akiya-support/](http://www.tokyo-gyosei.or.jp/conference/akiya-support/)

お電話でのご相談は無料。事案処理は有料となる場合がございます。

保存版

東京都行政書士会の紹介

行政書士は街の法律家。権利義務、事実証明に関する書類作成や行政への許認可手続きの専門家です。遺言書の作成、相続手續のご相談、また法人設立や助成金申請など空き家の利活用に向けて多方面からサポートします。「平成30年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の事業者に選定されました。

